

令和5年 第1回北空知広域水道企業団議会定例会会議録

令和5年3月24日企業団議会は北空知広域水道企業団大会議室に召集された。

(開会10時58分)

1. 出席議員 9名		1 番	小 田 雅 一
		2 番	北 村 薫
		3 番	山 本 時 雄
		4 番	大 前 昭 代
		5 番	小 峯 聡
		6 番	鶉 野 範 之
		7 番	寺 迫 公 裕
		8 番	藤 井 雅 仁
		9 番	赤 藤 敏 仁

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は次のとおり

企 業 長	深 川 市 長	田 中 昌 幸
副 企 業 長	沼 田 町 長	横 山 茂
〃	秩 父 別 町 長	澁 谷 信 人
〃	北 竜 町 長	佐 野 豊
〃	妹 背 牛 町 長	田 中 一 典
監 査 委 員		金 山 泰 明
事 務 局 長		古 川 和 英

4. 職務のため、会議に出席した議会事務局職員は次のとおり

事 務 局 長	(兼)	古 川 和 英
書 記		田 中 秀 和

- 議長（小峯聡議長） 開議前ですが、企業長から、議員各位にごあいさつしたい旨の発言の申し出がありますので、これを許可します。企業長。
- 企業長（田中昌幸企業長） はい。おはようございます。令和5年第1回北空知広域水道企業団議会定例会の開会に先立ちまして、若干のお時間を拝借いたしましてご挨拶を述べさせていただきたいと思っております。
- 先般、行われました深川市長選挙におきまして、多くの皆様のご支持、支援を賜り、深川市政を担わせていただくこととなりました。また、このことに伴いまして、規約により、企業長として、当企業団の運営も担わせていただくこととなりました田中昌幸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- もとより水道は、生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって北空知1市4町の住民の皆さんに「安全」で「安心」できる水を「安定的」に供給し続けるという企業団の役割と、その責任の重さを痛感し、今まさに身の引き締まる思いでございます。
- さて、水道事業を取り巻く環境は、水需要が減少する中、老朽化に伴う施設・設備の更新や災害・事故に対する危機管理体制の強化など、様々な課題に対処することが求められており、依然として厳しい状況が続いております。今後、これらの課題について、計画的な更新の実施、危機管理対策の徹底などにより、適切に対応していくことはもちろんのこと、これまで以上に構成団体との連携を図り、将来にわたって安定した供給を確保できるよう、さらに効率的・効果的な取り組みを実施し、「災害に強く持続可能な北空知の水道」を目指してまいりますので、議員各位の一層のご支援とご理解、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、わたくしの就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 議長（小峯聡議長） これより本日をもって招集されました令和5年第1回北空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
- ただちに本日の会議を開きます。
- 議長（小峯聡議長） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、2番北村薫議員、7番寺迫公裕議員を指名いたします。

- 議長（小峯聡議長） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。
（ 「異議なし」の声あり ）
- 議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と
決定いたしました。
- 議長（小峯聡議長） 日程第3 諸般報告ですが、議長の諸般報告は別紙
文書にてお手元に配布しておきましたのでご了承願います。
- 議長（小峯聡議長） 日程第4 議案第1号「令和4年度 北空知広域水道
企業団水道用水供給事業会計補正予算第2号」を議題といたします。提
案理由の説明を求めます。
- 事務局長（古川和英事務局長 発言を求める）
- 議長（小峯聡議長） 事務局長。
- 事務局長（古川和英事務局長）（別冊1により提案説明を行う）
- 議長（小峯聡議長） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（ 「質疑なし」の声あり ）
- 議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
（ 「討論なし」の声あり ）
- 議長（小峯聡議長） 討論なしと認め、ただちに本件について採決いたし
ます。
お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。
（ 「異議なし」の声あり ）

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小峯聡議長） 日程第5 議案第2号「北空知広域水道企業団個人情報保護法施行条例について」ないし議案第7号「深川市の条例の準用に関する条例について」は、関連がありますので一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○企業長（田中昌幸企業長 発言を求め）

○議長（小峯聡議長） 企業長。

○企業長（田中昌幸企業長） ただいま議題となりました議案第2号「北空知広域水道企業団個人情報保護法施行条例について」、ないし議案第7号「深川市条例の準用に関する条例について」の6件について、一括して提案理由を申し上げます。

本件は、まず、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、令和5年4月1日から改正個人情報保護法が施行されることに伴いまして、当企業団におきましても、個人情報の保護に関する条例等を整備し、対応を図ろうとするものであります。

なお、制定にあたっては、内容の一部を深川市の条例を準用して整理することとし、議案第2号の「北空知広域水道企業団個人情報保護法施行条例」と、議会につきましては、法の適用除外となりますため、これとは別に議案第3号において「議会個人情報保護条例」を制定することにより、対応させていただきたいと考えております。

さらに、議案第4号は、これらの条例の制定に関連し、内容を改める必要があります既存の「北空知広域水道企業団情報公開条例」について、これを廃し、深川市の条例を準用した「情報公開条例」を新たに制定することとし、議案第5号では、同じく関連のある既存の「北空知広域水道企業団行政不服審査会条例」につきましても、深川市の条例の一部を準用した内容に改め、対応を図ろうとするものであります。

また、議案第6号の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」につきましても、今回の行政不服審査会条例の改正にあわせて、別表に定める「行政不服審査会委員」の報酬日額を深川市の基準と同額に改めさせていただきたいものであります。

これらに加えて、当企業団管内の深川市が加入する一部事務組合では、それぞれの組合の条例のうち、準用可能なものは、深川市の条例を準用し、対応していることなどを鑑みて、当企業団におきましても、このたびの条例の制定・改廃を機に、より効率的な法制事務のため、可能なものは、深川市の条例を準用する内容で整理させていただきたいことから、新たに議案第7号の「深川市の条例を準用する条例」を制定し、附則において、当企業団の既存の条例であります「職員の分限及び懲戒に関する条例」、「企業職員の定年等に関する条例」、「職員の再任用に関する条例」、「職員のサービスの宣誓に関する条例」、「職務に専念する義務の特例に関する条例」、及び「職員の育児休業等に関する条例」を廃し、これらに関する準用規定を設け、また、これに加えてこれまで当企業団に該当する条例がなかった「長期継続契約に関する条例」につきましても同様に準用規定により整理することとして対応してまいりたい考えであります。よろしくご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（ 「質疑なし」の声あり ）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（ 「討論なし」の声あり ）

○議長（小峯聡議長） 討論なしと認め、ただちに本件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号ないし議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小峯聡議長） 日程第6 議案第8号「令和5年度 北空知広域水道企業団水道用水供給事業会計予算」を議題といたします。

この場合、新年度の執行方針及び議案の説明を求めます。

○企業長（田中昌幸企業長 発言を求める）

○議長（小峯聡議長） 企業長。

○企業長（田中昌幸企業長） 令和5年第1回北空知広域水道企業団議定会定例会にあたり新年度の執行方針と、提案いたしております令和5年度予算の概要を説明申し上げたいと存じます。

まず初めに、「水源の状況」について申し上げます。水源であります沼田ダムは、昨年秋以降に雨が少なかったこともあり、現在のダム湖の水質は濁りが少なく良好な状態となっておりますが、今後は、雪融け水が増え水質の変化が起こりやすくなりますので、引き続き注意深く、かつ適正に水源管理、浄水処理を行いながら、水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、新年度を迎えるにあたり、当企業団の事業運営における現況と課題について申し上げます。現在、日本の水道は普及率が98パーセントを超え、水質の良さも世界トップ水準であります。一方で人口減少に伴う供給収益の減少、施設の老朽化、及び技術の継承等、数多くの課題を抱えています。これらは経営規模の小さな事業体においては特に深刻な問題であり当企業団も例外ではありません。

また、コロナ禍やウクライナ情勢等の影響に伴う燃料費、資材費等の高騰により、引き続き経費の増大が見込まれておりますことから、新年度においても厳しい財政状況は続くものと思われまます。

しかしながら安全な水道水を安定して需用者に供給することは、水道事業者の責務であり、それを継続するためには、常に事業基盤の強化を図ることを念頭に置きつつ、これまで以上に経営の効率化に向けて取り組む必要があると強く認識をしているところであります。

次に、財政計画の3年度目となります令和5年度の主な施策と予算の概要について申し上げます。

現行の財政計画では、災害に強いしなやかな水道を目指し、施設の耐震化対策や大規模更新を逐次行うとともに、水需要の減少が見込まれる中、供給水量の需要に見合った施設・設備の規模の適正化を図ることとしています。

令和5年度は、まず、主な維持修繕工事といたしまして、浄水場の機械設備のうちフロキュレーター及び汚泥掻寄機等の水処理設備の主要部品の交換や整備等を予定しています。また、大規模な更新事業としまして、当年度からの2か年継続事業であります送水施設の動力計装設備や浄水場の建築附帯設備等の更新を予定し、さらに単年度工事では薬品注入設備や揚水ポンプの電動機等の機械設備の更新を予定し

ております。いずれも水道水の安定供給に欠かすことのできない重要な設備であり、効果的かつ効率的に整備・更新を実施してまいりたいと考えております。

また、ご提案いたしました新年度の予算の総額は、予算書第3条及び第4条に記載のとおり計上しておりますが、いずれの収支も収入不足を生じますため、これらの不足額については、損益勘定留保資金等にて補填することといたしております。

この結果、令和5年度の資金期末残高は、前年度末見込額と比較して33,397千円減少し、370,055千円となる見込みとしております。

なお、これらの収入不足は、計画に沿って発生したものであり、施設の老朽化に伴う大規模更新工事等によるものです。また、これらの財源の一部に新たな企業債を起こす予定としていますが、その他費用の支出については必要最小限にとどめ、可能な項目については前年度予算額からの引下げ計上などを継続して行いながら、引き続き安定した事業運営を目指してまいります。

以上、北空知広域水道企業団水道用水供給事業の執行につきまして、議員各位の一層のご支援とご理解、ご協力をお願い申し上げ、新年度の方針についての説明といたします。

○事務局長（古川和英事務局長 発言を求める）

○議長（小峯聡議長） 事務局長。

○事務局長（古川和英事務局長）（別冊2により提案説明を行う）

○議長（小峯聡議長） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（ 「質疑なし」 の声あり ）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（ 「討論なし」 の声あり ）

○議長（小峯聡議長） 討論なしと認め、ただちに本件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小峯聡議長） これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしましたので、令和5年第1回北空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(閉議 11時20分)